○財務省告示第三百七十六号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十年十二月財務省告示第三百七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月一日から適用する。

平成二十一年十一月十六日

財務大臣　藤井　裕久

百二十八の次に次のように加える。

百二十九　モーリタニア通貨　一〇〇ウギアにつき本邦通貨三六円

○農林水産省告示第千五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市君田町東入君字壱駄岩六九四の四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県庄原市口和町竹地谷字松谷二六三の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市甲奴町小童字垰ケ原五三五の二・五三六の二・五四〇の二（以上三筆国有林）、字茶ノ原二四九四の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二五二四の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市甲奴町小童字表坪三三八九の三・三四一三の二から三四一三の四まで（以上四筆国有林）、三四一三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県庄原市総領町下領家字丑ケ谷東山一七一の六から一七一の九まで、一七八の六、一七八の七、字丹波谷東山一七九の三、一七九の六、字丑ケ谷六五七の三、六八四の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市作木町森山西字江谷二六九の二、二七一の二、二七一の三、二七二の六、三〇五の二、三〇五の三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町大江字西小谷二一二三の三、二一三〇の二、二一三三の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第千五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡河原町和奈見字下州平五六七の八

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県延岡市須美江町一一三四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県延岡市熊野江町六四六の五・六四六の一四から六四六の一七まで・六四六の二二・六四六の二三・七四八の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、六四六の六から六四六の八まで、六四六の一八から六四六の二一まで、六四六の二四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第三百十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　見島港本村第二防波堤灯台

位　置

所在地　山口県萩市（見島港本村第二防波堤外端）

北　緯　三四―四五―三四

東　経　一三一―〇九―一九

廃止年月日　平成二十一年九月二十八日

○海上保安庁告示第三百十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　日向港防波堤灯台

位　置

所在地　福井県三方郡美浜町（日向港防波堤外端）

北　緯　三五―三六―四八

東　経　一三五―五三―三二

変更した事項

光　度　八九〇カンデラ

光達距離　九・〇海里

変更年月日　平成二十一年九月二十八日

名　称　宝島荒木埼灯台

位　置

所在地　鹿児島県鹿児島郡十島村（宝島荒木埼）

北　緯　二九―〇七―四三

東　経　一二九―一三―一〇

変更した事項

光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ

光達距離　一二・〇海里

変更年月日　平成二十一年九月二十八日